

大阪市立中学校教育研究会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は大阪市立中学校教育研究会という。
- 第2条 本部は会長在任校におく。
- 第3条 本会は大阪市立中学校教員をもって組織し、教育に関する諸機関と密接な連携を保ち、自主的、創造的な研究活動を行うことを目的とする。
- 第4条 本会の目的を達成するためにつぎの事業を行う。
1. 教育上必要な事項の調査・研究
 2. 研究会、講習会、見学会、研究発表会、展覧会等の開催
 3. その他必要な事項
- 第5条 本会の組織は次のようにする。
1. つぎの各研究部をおく。その他必要に応じておくことができる。
 - (1)国語部 (2)社会部 (3)数学部 (4)理科部 (5)音楽部 (6)美術部 (7)保健体育部
 - (8)技術・家庭部 (9)英語部 (10)道徳部 (11)特別活動部 (12)生活指導部 (13)特別支援教育部
 - (14)保健養護部 (15)情報技術部 (16)教育メディア部 (17)教育課題部
 また、各研究部に、部長・会計をおく。所在地はそれぞれの学校に定める。
 2. 市内を行政区で分け、第1ブロックから**第4ブロック**の**4ブロック**をおく。また各ブロックに、**ブロック委員長・ブロック副委員長**・会計をおく。所在地はそれぞれの学校に定める。
 3. 各学校は本会の支部と称する。

第2章 機 関

- 第6条 本会につぎの機関をおく。
- 全体会 本部役員会 評議員会 研究部専門委員会 ブロック委員会 ブロック役員会
- 第7条 全体会は本会の最高決議機関で、年1回 会長がこれを招集する。
- 臨時全体会は評議員が必要と認めたときまたは会員の5分の1以上の要求があったとき会長がこれを招集する。
- すべての全体会は議案を付して会期の1週間前に通知する。
- 第8条 全体会は本部役員、各研究部の部長・専門委員、各ブロック役員ならびに各支部選出の代議員（2名宛とし、1名は支部長、1名は支部代表委員）をもって構成し、つぎのことを決める。
1. 会則の決定
 2. 会長、副会長、書記、会計、会計監査の選出
 3. 本会の事業
 4. 予算、決算の承認に関すること。
 5. その他本会の目的達成に必要な主要事項
- 第9条 本部役員会はつぎのことを行う。
1. 全体会の決議にもとづく執行業務の総括実施。
 2. 本部事業の遂行と、関連する業務の実施。
 3. 各研究部・各ブロック・各支部の事業の総括、連絡調整。
 4. 緊急事項の処理、ただし次の評議員会に報告する。
 5. 渉外事務その他必要な事項の業務実施。
- 第10条 評議員会は本部役員、各研究部長、各ブロック委員長・**各ブロック副委員長**をもって構成し、会長が招集する。
- 評議員会は本会の運営上の重要事項について審議する。
- 第11条 研究部専門委員会は、当該研究部の役員および専門委員で構成し、つぎのことを行う。
1. 当該研究部の具体的活動の立案ならびに実施。
 2. ブロック委員会との企画連携。
- 第12条 ブロック委員会は、ブロックにおける決議機関で、当該ブロックの役員、各支部長および各支部より選出された各研究部研究委員をもって構成し、つぎのことを決める。
1. ブロック役員および専門委員の選出
 2. ブロック内の各部活動および予算、決算の承認に関すること。
 3. その他ブロック活動に必要なこと。

- 第13条 ブロック役員会は、ブロック委員会の決議にもとづき必要業務を執行する。
- 第14条 各支部は、所属会員の総意にもとづく支部研究および各会員の自主的研究を推進する。
支部には支部長（校長を充てる）および各研究部研究委員をおく。すべての会員は各研究部のうちいずれかに属する（重複も可）ものとし、各研究部に1名の研究委員を選任する。
- 第15条 本会のすべての会議は出席すべき会員の3分の1以上で成立し、多数決で決める。可否同数の時は議長が決める。

第3章 役員・専門委員

- 第16条 本会につきの本部役員をおく。
1. 会長1名、副会長3名、書記1名、会計1名、会計監査2名
 2. 本部役員は、本部役員選考委員会において、本会員中より選考し、全体会の承認を経て決定する。
 3. 本部役員選考委員会において選考指名された候補者以外の会員で、自ら立候補しようとするものは、全体会の3日前までに選考委員会に届出なければならない。
 4. 本部役員は、各研究部または各ブロックの役員を兼ねることはできない。
- 第17条 前条の本部役員選考委員会の委員は、評議員会において、会員の中より選出する。委員の定数ならびに選考に関する必要事項は、すべて評議員会で決める。
- 第18条 各研究部につきの役員および専門委員をおく。
1. 部長1名、副部長2~3名、会計1名
専門委員、各ブロックに**3名以上**
 2. 部長は、当該研究部専門委員会において会員中より選出する。
副部長、会計は同委員会において専門委員中より選出する。
ただし、原則として、部長はブロック委員長を兼ねることはできない。
 3. 専門委員は、各研究部毎に部長が会員中より選出する。
 4. 各ブロック委員長は、要すれば別に若干名の専門委員を推薦追加することができる。
- 第19条 各ブロックにつきの役員をおく。
ブロック委員長1名、副委員長1~2名、会計1名

- 第20条 **本部役員および各研究部、各ブロック役員、専門委員の任期を次のとおりとする。**
1. 本部役員、各研究部、各ブロック役員ならびに専門委員の任期は1期2年とし、再選を妨げない。
 2. 原則として連続3期を超えて同一役職あるいは同一研究部専門委員となることはできない。研究部長はこの限りでない。
 3. 欠員を生じたときは補充し、補充したものの任期は前任者の残存期間とする。転任等によりブロック毎の専門委員に過不足を生じた場合は、この限りではない。
- 第21条 本部役員および専門委員の任務はつぎの通りとする。
研究部ならびにブロック役員の任務は、本条中の本部役員に相当する役職によみかえその任務を準用する。
1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその代理をする。
 2. 書記は本会の庶務を担当する。
 3. 部長は当該研究部を統轄する。副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその代理をする。
 4. 会計は会計事務を処理する。本部・各研究部・各ブロックの会計は口座を管理し、口座の住所は会計担当者在任校に置く。
 5. 会計監査は会計事務の監査を行い、全体会に報告しなければならない。
 6. 会長は全体会にはかり、事務局を設けることができる。
 7. 専門委員は、各部の各ブロックの研究活動の推進をはかり、当該部の研究、立案、運営等の活動部門を分担する。

第4章 会計

- 第22条 本会の資金は会費、その他の収入をもってあてる。
会員の会費は年額**500円**とする。
- 第23条 会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。
会計報告および会計監査報告は毎年全体会にたいして行い、承認を得なければならない。また会計は必要に応じ、役員会に会計事務を報告しなければならない。
- 第24条 会計に関する書類、諸帳簿、証拠書類等は、本部・各研究部・各ブロック・各支部ごとに、それぞれの会計担当者において順次引き継ぎを行い保管するものとする。保存年数は最低5ヶ年とする。

附 則

1. 本会は昭和26年6月10日に発足し、同日より本会則を適用実施する。

昭和45年4月1日	改正	昭和51年3月9日一部改正
昭和60年5月23日	一部改正	平成2年6月4日一部改正
平成14年2月26日	一部改正	平成19年5月25日一部改正
平成21年6月3日	一部改正	平成22年5月26日一部改正
平成23年5月30日	一部改正	平成25年5月29日一部改正
平成26年5月28日	一部改正	平成29年5月24日一部改正
<u>令和2年5月27日一部改正</u>		

この会則は、全体会における出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。